

東洋史研究

第二十五卷 第四號 昭和四十二年三月發行

巴蜀の豪族と國家權力

—— 陳壽とその祖先たちを中心に ——

上 田 早 苗

目次

はじめに

一 陳禪と巴蜀の官僚

二 巴郡の豪族と陳氏

三 蜀漢政權と陳氏

四 陳壽と魏晉政權

おわりに

はじめに

從來の豪族研究は、豪族とそれを取りまく宗族・郷黨あるいは近邊の小農民との結合の實態に主眼が向けられ、豪族と公的權力に關してはあまり検討されていないと言つてもよい。陳壽は夙に三國志の編者として著名であるが、かれはまた

西晋の中書郎・治書侍御史・太子中庶子などを歴任した官僚であり、巴西郡安漢縣^①にあっては、范氏・閻氏・趙氏と並ぶ大姓であった。本稿は、陳壽の祖先たちを取り上げつつ、かれらが後漢王朝あるいは蜀漢政権とどのように結び付いていたのか、さらに陳壽が晉朝政権にどのように對應しようとしたのかなどと言った問題を考察しようとするものである。本稿の論点はおそらく豪族としての陳氏及び陳氏と同郷の豪族と國家權力との關係にしぼり、巴蜀の豪族と小農民あるいは周邊の蠻夷との關係はいちおう觸れないことにする。

陳氏の先祖は、後漢初期の陳禪にまで遡ることが出来る。それ以前の陳氏に關しては何もわからない。陳氏が太古より巴蜀に土着していたのか、あるいはある時期に當地に移住してきたのかなどの點は現在のところ明らかにすることは不可能である。そこで私は、陳氏の活動が詳細に判明する陳禪のころから考察をはじめようと思う。

一 陳禪と巴蜀の官僚

巴蜀出身の官僚集團は、後漢の朝廷にあって數々の見るべき活動を行っている。巴蜀の官僚集團が外戚鄧隲の故吏として順帝擁立に重要な役割をはたしたことはすでに狩野直禎氏の精緻な研究^②があるが、本章ではとくに陳禪の活躍に注目しつつ、なぜに官僚集團の形成を必要としたのか、またこの官僚集團の意向が現實の政治の運営にどう反映されたかなどの點に觸れてみたい。

後漢王朝の宮廷にあって目覚ましい活躍をみせた巴蜀出身の官僚には陳禪・張霸・李邵・張皓たちが挙げられる。かれらの青年時代には、華陽國志卷十、廣漢士女總讚に、

鐔顯字子誦、邠人也。蔡弓字子騫、雒人也。俱攜手共學、冬則侍親、春行受業、與張霸・李邵・張皓・陳禪爲友、共師司徒魯恭。

とあって、かれらは京師洛陽に遊學して司徒魯恭に師事し、勉學に精勵していた。但し、かれらはただ魯恭のみに師事し

ていたのではないらしい。張霸は樊條について嚴氏公羊春秋を修得したとあり、あるいは李邵は太學で五經の講義を受けたともある。一定の修學期間を終了したあと、かれらは中央の光祿主事に進出したり（張霸）、または歸郷して郡縣の掾史に出仕したりする（陳禪・李邵・鐔顯など）。このような經路をとって、かれらはその政治生活の第一歩を踏みだしたのであった。とはいえ、あるいはもし蜀地が無事平穩であったならば、巴蜀の掾史になったものはいはれた功績をも後世に伝えることなく、平凡な官吏としての生涯を終えたかも知れない。しかし、かれらにそれを許さない事情が起った。かれらをして中央政府との接觸を餘儀なくさせたものは安帝永初二年の先零羌族の叛寇である。

巴蜀周邊の蠻夷の叛亂はなにも永初二年が初見ではなく、それ以前にもおおくの侵寇が記録されている。しかしこの涼州先零羌族の叛亂は規模がおおきいうえに執拗に反覆され、なかなか始末に終えないものであった。安帝はまず車騎將軍鄧騭と征西校尉任安に五營及び諸郡の兵五萬を與えて漢陽に駐屯させ、不時に備えさせた。ところが羌族の勢力ははなはだ強盛で漢軍は大敗をきつすることとなる。朝廷はこの邊疆の叛亂を無視できず、外戚鄧騭を大將軍に昇格させ、對策を検討させることにした。

さて、鄧騭が大將軍に就任すると、ただちに天下の賢士を辟召する。この時に辟召されたのが、陳禪・李邵・張皓のほか、何熙・祿諷・羊浸・陶敦・楊震・朱寵たちであった。このうち陳禪・李邵・張皓の三人が巴蜀出身であることに注意しなければならない。この三人は前述した如く魯恭の門生である。當時かれらは郷里に歸って地方政治を擔當していた。かれら三人を鄧騭に紹介したのは魯恭であったろうと推測される。魯恭は永初元年に再び司徒の地位にあり、とうぜん鄧騭と魯恭は國政の最高責任者として協議する機會はいくらでもあったであろう。魯恭は嘗つてかれの門下で修學した巴蜀の俊秀たちを鄧騭に推薦することになったのであらうと想像される。この羌族の叛亂は巴蜀の豪族自身にとって切實かつ深刻な難問であった。かれらがもつとも懸念するのは、羌族が涼州の領域を越え、その被害がここ益州に波及することである。羌族が巴蜀に亂入すれば、運河・灌漑設備あるいは交通路線の破壊は免れ難く、かれらの土地・財産の存立も危険

にさらされる。しかもこの懸念は即刻露呈した。永初三年になると、先零羌族は武都・參狼・上郡・四河の諸雜羌を吸収し、大舉して三輔を寇掠したあと、南下して益州を攻撃してきた。さらに羌族の侵入は、益州各地に散居する蠻夷に刺激を與え、連鎖的にかれらの蜂起をも誘發することになる。このような大規模な叛亂に發展すれば、豪族の財富をもってしても、かれらの自衛手段には限界がある。そこで政府軍隊の派遣を要請することになるのであるが、それにはまずかれらが國家權力體系に接觸していることが前提となる。かれらの資財を羌族の寇略より保護するためには、公的權力との提携を必要とせねばならなかったといえる。かれら巴蜀の豪族自身が中央に推舉されることを熱望していたのであろう。陳禪・李邵・張皓らの登用は、かれらの嘗つての恩師である魯恭に強く働きかけた成果であると推測される。

かれらの政府軍派遣の要望は現實化され、中郎將尹就が派遣されて、羌族の討伐にあたっているし、さらに注目しなければならぬことは、巴蜀出身のものを巴蜀の太守に任命して處置させていることである。勿論この場合にも、太守の本籍迴避の慣例が適用される。まず、陳禪は、後漢書列傳第四一、陳禪傳に、

車騎將軍鄧騭聞其名而辟焉。舉茂才。時漢中蠻夷反畔，以禪爲漢中太守。夷賊素聞其聲，即時降服。

とあって、かれは漢中太守となり巴蜀に下向している。漢中郡はかれの本貫である巴郡と北隣りである。あるいはまた、華陽國志卷一、巴志には、

孝安帝元初三年、涼州羌反、入漢中殺太守董炳、擾動巴郡。中郎將尹就討之、不克。益州諸郡皆起兵禦之。三府舉廣漢王堂爲巴郡太守、撥亂致治。

とあり、巴郡の騷亂には、西隣の廣漢郡出身の王堂を巴郡太守に起用して處理させている。陳禪の子陳澄の場合にも、「元初五年、……以羌畏服陳禪、拜禪子澄漢中太守」（華陽國志卷二、漢中志）とあり、類似の方法が採用されている。巴蜀の豪族にとって陳禪・王堂はかれらの同郷の豪族であり、かれらは普段より密接な交渉をもち、氣脈を通じていたのに相違ないから、陳禪や王堂が太守職權を行なう郡兵の組織や動員あるいは戰略物資の調達もいっそう効果的であったと

思われる。これら一聯の政策は、巴蜀豪族の要求が朝政に反映されたものであることはや疑う餘地はない。

羌族の叛亂に對して何回も中央政府より軍隊が派遣され、夥しい軍事費を支出して、永初二年より十二年後の安帝の元初五年に至ってようやく平定された。叛亂がともかくも鎮壓されると、鄧騭・魯恭の門生故吏たちは、その功勞によって官位が昇進する。元初四年には、李郃が司空に任命された。かれが大將軍府に辟召されてから僅か十年のちに官僚の最高の地位たる三公に就任したのであった。つづいて楊震が司徒に、張皓が廷尉に、朱寵が大司農にというふうに、鄧氏の故吏が三公九卿のポストを獨占することになる。

鄧騭の故吏集團は、鄧太后の生存中は、極めて威勢がよかったけれども、鄧太后が崩ずると、情勢は一變し、鄧氏は族誅されてしまった。宮廷の勢力は交替し、鄧氏一族に代って新たに閻氏が進出する。この時點に起ったのが皇太子保の廢立運動である。皇太子保の生母は李氏といい、保を出生してまもなく閻皇后によって鳩殺されていた。従って皇太子保の養育は鄧太后がおこなっていたらしい。新勢力閻氏一派にとっては、過去の経緯からいって皇太子保の存在ははなはだ都合が悪い。當然これを廢止する動きが出てくる譯である。かれらは皇太子保を廢止し、かれらの息のかかったものを後金に据え、朝廷における勢力を強化せんとする計劃であつた。かくして皇太子保は濟陰王におとされてしまう。

皇太子保はいったんは濟陰王におとされたが、ただちにその廢止に反對する官僚集團が形成されたし、また廢太子保は種々の幸運に恵まれてついに皇帝の地位に即くことが出来た。すなわち順帝である。順帝擁立に盡力した官僚群に窺える特長は、鄧氏の故吏が多いこと、また張皓・李尤・龔調・李郃など巴蜀出身の官僚が多數參加していることである。とくに張皓・李郃は長老格として指導的立場にあつた。陳禪は鄧氏が誅廢されると、その故吏であつたという理由で免官の處分を受けた。その後、崔瑗とともに車騎將軍閻顯に辟召されたが、崔瑗は閻氏に對して批判的であり、陳禪も閻氏に全面的に協力していたのではなく、他の巴蜀の官僚集團と歩調を合せていたのであろう。順帝の即位に至るまでには紆餘曲折

があったが、即位が實現すると、擁立に協力した人々が好遇されたのは言うまでもない。巴蜀の官僚たちも例外ではなく、陳禪は車騎將軍長史より司隸校尉へ、張皓は衛尉より司空へと進んだ。しかも巴蜀の官僚への恩恵は官職の昇進だけに止まらない。後漢書卷六、順帝紀に、「(延光四年十一月)乙亥、詔益州刺史、罷子午道、通褒斜路」とある。この短い記事だけでは全貌を把握したいが、實は背後に複雑な事情が絡んでいるのである。

四川盆地と關中とは高峻な秦嶺山系によって阻まれているが、山地には古來より棧道が架設され、横斷を可能ならしめていた。後漢時代には、二本の街道すなわち褒斜道と子午道が幹線である。巴蜀の豪族はつねに街道の保全に執着している。それはこの街道が巴蜀と關中とを結合する動脈であり、政治的・軍事的・商業的に極めて重要な機能を有するからであった。褒斜街道は明帝の治世に修理が行なわれたが、「開通褒斜道石刻」(金石萃編卷五)には、この時の修理工事は、明帝が廣漢・巴・蜀各郡の徒すなわち罪人約二千七百人にも及ぶ勞役の使用を勅許したことが記載されている。またかつて、前漢武帝の元光年間の補修工事の時には、數萬人を使役した。このような多人數の動員は、國家權力を背景とせねばならないであろう。ところがこの棧道は永初年間の先零羌族の侵寇によって橋梁が燒絶され、通行不能の状況になっていた。そこで、急遽子午道の代用となるが、子午道はもともと間道として利用される道路であって、種々の觀點から言って通行は危険であった。それゆえに巴蜀の官僚たちは褒斜街道の復舊を強く要請していたのにちがいがなかったであろうが、鄧太后が死亡し、鄧騭が自殺するに及んで、かれらは有力な後楯を失い、朝政は閻氏一族が專横する。巴蜀の官僚集團はかれらに押され氣味であった。巴蜀の官僚集團は閻氏一派の皇太子保の廢止に對抗して、こぞって反對勢力を組織し、皇太子保の擁立に奔走した。クーデタが成功し、順帝が即位する。その僅か十八日後に「罷子午道、通褒斜道」の詔勅が下されたのであった。洪适によると、この詔勅は、巴蜀出身の司隸校尉楊孟文の要請に従ったものであると解釋しているが、しかしながら、楊孟文ただ一人が要求して實現したと言うのではなく、順帝即位に貢献した巴蜀の官僚グループの助力が初めて實現したのである。この時の修理工事の規模がどれくらいであったかは不明であるけれども、武

帝元光年間あるいは明帝の永平六年の場合と同様に、多數の徭役を必要としたことは疑いない。褒斜道は巴蜀の豪族にとって、政治的・軍事的・商業的に不可欠である。しかもこのような規模のおおきい土木工事は、富裕な巴蜀の豪族といえども獨力で達成できるものではなく、どうしても公権の協力を必要とせねばならない。ここに、かれらが中央官僚として國家權力と接觸せねばならない必然性が看取できるであろう。

巴蜀の官僚集團は、順帝以後の宮廷にあっても、李郃の子李固、張皓の子張綱あるいは馮緄など前代に引き續いて顯著な活動を行っているが、本論には直接關係ないので、ただ李固・張綱らが清流派の前驅者と稱すべき人物であったこと、馮緄に至っては、李膺の下にあつて清流派勢力の中核であったことを附言しておくに止めたい。

二 巴郡の豪族と陳氏

周知の如く、漢代では郡守・郡丞及び縣令・縣丞は中央政府から派遣され、その任用にあつては、本籍廻避がおこなわれる^①。かれらに自己の出身地の政務を取り扱わせると、特定の豪族または地區を優遇あるいは冷遇し、その吏務が偏頗で公平でない恐れが生じるからであろう。郡守・縣令の本籍廻避はがんらい地方政治の公正を目標としたものであろうが、郡守・縣令の赴任地は必ず本貫以外の地方ということになつてしまひ、かれらはとくに現地事情に精通している譯にはゆかないから、是非とも地元の協力を必要とする。かくして郡衙縣府に登用されるのが掾史である。掾史は京畿を除く諸郡では、太守・縣令が本郡在貫者から直接任免するところにおおきな特色がある。

蜀地の掾史に關しては、後漢書列傳第三十一、第五倫傳に、

(第五) 倫在職四年、遷蜀郡太守。蜀地肥饒、人吏富實。掾史家貲多至千萬、皆鮮車怒馬、以財貨自達。

と明記されている如く、かれらは富裕な土着豪族であった。郡守は本貫以外の土地に就任するのであるから、實際の郡政の執行に際しては、功曹・五官掾以下掾史の助言に依據せざるを得なかつたであらうし、また太守自身も、掾史の閭里に

おける土着豪族としての經濟的社會的支配體制を十分に活用して、郡政を圓滑に運營することを意圖したであろう。であるから、掾史の地方政治における發言は、郡政に強い影響をもつのである。蜀土廣漢郡の郡政の實態は、

(陳) 寵風聲大行、入爲大司農。和帝問曰、在郡何以爲理。(陳) 寵頓首謝曰、臣任功曹王渙以簡賢選能、主簿鄧顯拾遺補闕。臣奉宣詔書而已。帝大悅。(後漢書列傳第六六、王渙傳)

とある如く、太守陳寵は郡政を功曹・主簿に委任してしまい、自分の職務はただ詔書を奉宣するのみであった。そこには、太守の郡政における自主性の喪失が示されている。

ことに、桓帝永興二年の巴郡を分割せんとした時の掾史の役割はきわめて重要である^⑥。巴郡はその區域が廣大であつて、そのことが、しばしば掾史の事務に支障をもたらしつていた。加うるに、巴郡の開発の進行とともに、人口が急速に膨脹してくる。巴郡の戸口は、永和五年では、戸數は三十一萬六千九百九十一、口數は百八萬六千四百九十九とあり、永興二年では、戸數は四十六萬四千七百八十、口數は百八十七萬五千五百三十五と記録されているから、十四年間に戸數では約十四萬、口數では約七十九萬もの増加が見られた計算になる。勿論、これらの統計がどれほど信憑性があるものか即斷できないけれども、開發の進展は可容人口の増加を促進するから、巴郡において大幅な人口増加の現象がみられたことは疑いない。巴郡はその管轄區域が廣大であり、かつ人口が膨脹してくると、それに比例して掾史の職務が著しく増加することになり、舊來どおりの掾史の定員では吏務を處理しきれなくなつてしまつた。そこで、郡文學掾で宕渠縣出身の趙芬をはじめとして、掾屬の安漢の陳禔、塾江の龔榮・王祈・李溫、臨江の嚴就・胡良・文愷らが結束して、太守但望に巴郡の分割を要請した。太守但望は掾史の要求をそのまま受け入れ、ただちに朝廷に上疏することになる。さらに掾史の一人龔榮は、私財を提供して官衙の施設を建立せんとしたと言ふ。巴郡の分割は領域をただ二分すれば、全て問題が解決するといふのではなく、郡衙・掾史を新設せねばならない。恐らく、掾史たちは、掾史の定員増加を主目的としたのであろう。二分したあとも、從來どおりの人員で吏務を處理すると言ふのであれば、掾史の仕事は依然として輕減せず、分割しても意

味をなさないからである。巴郡の分割は、この時には朝廷は許可しなかったらしいが、しかし、それがそもそも掾史の發案であったことは、掾史が郡政に強い發言力をもったことの證據となる。

巴郡の二分は、巴蜀の開發の進展に附隨して起つた事件であるが、四川盆地は、漢代にあつても、水利・治水あるいは交通路線の敷設といった事業が公的權力を基礎として續々と舉行された。このような國家權力を背景にしてなされた灌漑・道路工事を紹介すると次の如くなる。まず、灌漑の事例は、前漢文帝期の蜀郡太守文翁の開拓がある。かれは成都北西の地點で湔水の水流を二本に分岐させ、それぞれを洛水に聯絡させた。この工事の結果、湔水舊道と新たに開穿した湔水新道（湔渎）との中間地域に、溝渠が縱横に施され、千七百頃に及ぶ繁田が造成された。また、巴郡閬中縣出身の楊仁が廣漢郡什邡縣の縣令に就任して千餘頃を開墾したとある（後漢書列傳第六九下、楊仁傳）。あるいはまた、廣漢太守沈子瑀縣竹江堰碑（隸釋卷十五）は、靈帝の熹平五年に廣漢太守沈某（名不詳）と縣竹令樊某（名不詳）とが潮灘を修繕して荒廢地に灌漑したことを銘記している。しかし、この碑文は缺文・缺字が多く、詳細を明らかにすることは出来ない。

水利治水工事とともに重要なのは道路の整備である。蜀郡太守何君閣道碑（光武帝建武中元二年、隸釋卷四）、犍爲漢安長陳君閣道碑（順帝永建五年、隸續卷一五）、司隸校尉楊孟文石門頌（桓帝建和二年、隸釋卷四）、あるいは青衣尉孟麟羊寶道碑（安帝永初六年、隸釋卷四）などの碑文は道路工事を紀念して銘刻されたものである。

ところで、これらの灌漑・道路工事でもっとも利益を得るのは他ならぬ豪族である。巴蜀の豪族たちは、（陳寵）後轉廣漢太守。西州豪右并兼、吏多姦貪、訴訟日百數。（後漢書列傳第三六、陳寵傳）。

と記されているように、兼并の風潮が甚だ盛んであった。かれらは、新設の灌漑施設を抜け目なく利用し、かれらが占有した土地を耕地化し、大土地經營の據點とする。明帝の永平十三年に、汭渠周邊地區の灌漑が容易な土地を豪族が獨占することを禁止した法令が發布されたり、また汝南郡の鴻郤陂を修理したところ、豪右大姓が陂役に因縁して、争つて在所を専占しようとしたことからも端的に窺えるように、豪族たちが灌漑水路近邊の土地を占有することは頻繁に行われたよ

うである。この二例は巴蜀に關する記事ではないが、巴蜀にあつても事情は全く異ならなかつたであらう。

道路の整備は豪族の商業行爲に必須である。宇都宮清吉氏が明らかにされた如く、王儼襄約に描寫されている奴隸使が主人の命令で行商せねばならない範圍は、半徑二百キロメートルに及ぶ廣汎な區域である。便了の通商を可能ならしめるためには、道路あるいは水路の開通を必要とせねばならない。道路は蜀土の地域的商業とともに、遠隔地商業にも不可欠である。武帝の商業抑制政策を契機として、史記貨殖傳に記述されているような富商大賈は徐々に沈滞していくと見るのが最近の學說のようである。たしかに貨殖傳に登場する富商大賈は政商的投機商人としての性格が強く、鹽鐵の生産販賣に依存するところがおおきかつたから、平準均輸法あるいは鹽鐵の專賣制度は、かれらに決定的な打撃を與えたであらう。しかし、それ以後にあつては、遠隔地商業がまったく衰微してしまつたと言ふのではあるまい。地方の特産物であるとか、金銀など産出地が偏在しているものは、その需要がある限り、依然として全國に流通していたであらう。後漢の首都洛陽における宮廷・外戚・宦官の華靡は、當時の知識人の共通の非難の對象となつてゐるが、その奢侈生活を可能ならしめたのは中央と地方とを結合する遠隔地商業であつた。潛夫論僂侈篇には、京師の貴戚は棺槨の材料には必らず江南産出の木材を使用すると言つてゐる。この木材は伐採されてから數千里の道程を経由して、洛陽に輸送されるのであつた。この木材の使用は、地方の豪族階層にも波及し、これを運搬する大車が全國に往來したとも述べてゐる。巴蜀の豪族が洛陽に商品として賣込むのは金銀錦帛などである。後漢書列傳第六八宦者、侯覽傳には、

(侯)覽兄參爲益州刺史。民有豐富者、輒誣以大逆、皆誅滅之。沒入財物、前後累億計。太尉楊秉奏參、檻車徵、於道自殺。京兆尹袁逢於旅舍閱參車三百餘兩、皆金銀錦帛珍玩、不可勝數。

とあり、侯參が益州の豪族を誅滅してまでも、金銀錦帛などを沒收したというのは、逆に金銀錦帛など巴蜀の特産物が外戚・宦官などの日常の奢侈生活に消費されることを裏書きしてゐる。とすれば、巴蜀の豪族が金銀などを洛陽に賣込むば、外戚・宦官などの需要があつたに相違ない。後漢書楊秉傳注所引謝承書によると、京兆尹袁逢が侯參の車兩三百餘兩

を檢察したのは長安の客舎であるから、侯參が益州から關中へ抜けるのに褒斜道か子午道を利用したことは明瞭である。それゆえに、巴蜀の豪族たちは關中と四川とを聯絡する道路の保全に關心を拂うのである。第一章で詳述した如く、かれらは公權を活用しつつ褒斜街道を保全してきたのであった。

巴蜀の豪族にとつて、水利機構・道路施設はとりもなおさず、かれらの經濟的活動の基礎であった。しかしながら、巴蜀地域は新開地であるがために既存の設備に乏しい。そこで、灌漑・道路の新設と言うことになるのだが、その工事はどうしても規模が大きくなり、公權の發動を必要とする。これを豪族の側から言えば、かれらの經濟的活動の基礎は、公權を背景にせねば十分に充たされないと云える。掾史はすなわち豪族なのであり、かれらは積極的に公權に接近し、太守を抱き込んで開拓工事を計劃實行したのである。

郡縣の掾史は、つよい發言力をもって地方政治に參劃するとともに、かれらは中央官僚の豫備軍を構成していた。前章で登場した陳禪も鄧隲に辟召されるまでは、巴郡の功曹であった。郡守が自己の屬僚たる掾史を中央政府に孝廉・賢良方正・茂才などに推薦すれば、かれらはまず郎官に任命され、漸次上級官僚へと昇進していく。後漢にあっては、孝廉・賢良方正等に推擧されるのは掾史の地位にあるものが壓倒的に多く、民間の孤寒の處士が推擧されるのは稀であった。地方の掾史より孝廉等に推薦されて中央政界に進出するコースが確立していたと言ってもよい位である。しかも、掾史がたつて官僚を輩出する家門が次第に固定していく傾向が明白に確認できる。隸釋卷五に収録されている巴郡太守張納碑陰①（靈帝中平五年）は上述した事柄を證明するのに恰好の材料である。いま試みに、この碑陰より巴郡安漢縣出身の掾史を抽出してみると、上計掾趙瓊、議曹掾陳阜、待事掾王業、辭曹史陳低、右金曹史范謀、左漕曹史曹巳、中部督郵陳胤、守屬郭興、守屬楊連、守屬邠升が検出される。ところで、華陽國志には、各縣の歴史地理・物産・風俗などを記述したあとに、「冠族」「大姓」「冠冕大姓」などと言った項目を設け、當縣の豪族を掲載している。これは、常璩が華陽國志を編纂した東晉永和三年頃の格付であると推察される。さて、常璩が安漢縣の大姓としてしているのは、陳・范・閻・趙の四姓で

ある。さきの碑陰を参照すれば、陳氏には陳阜・陳低・陳胤、范氏には范謀、趙氏には趙瓌が擧げられる。このように、常璩の言う大姓とこの靈帝中平五年の巴郡太守張納碑陰の掾史の姓とがほぼ對應するのは、後漢より東晉に至る時代にわたって、官僚・掾史を輩出する家門が定着化し、「大姓」としての評価が固定していくことを意味するものに他ならない。

三 蜀漢政權と陳氏

後漢末期の巴蜀地方は、蠻夷・五斗米道の叛亂が相繼ぎ、秩序はかなり混亂していた。當地には、治安を回復するために、中央より益州牧劉焉が派遣されている。しかし、かれは胸中に野心を抱いていた。かれは「京師將亂、益州分野有天子氣」の讖言を信用して、ここに赴任したのである。かれは高祖劉邦の例に倣って巴蜀に割據し、ここを根據地として天下を掌握せんとする魂膽であった。

劉焉のもとでの巴蜀の土着豪族はいかなる状況に置かれていたであろうか。たとえば、後漢書列傳第六五、劉焉傳に、
 (劉)焉欲立威刑以自尊大、乃託以佗事、殺州中豪彊十餘人。士民皆怨。

とあり、土着豪族十餘人が劉焉によって殺害されている。あるいはまた陳氏と同郷の安漢の趙韙は、最初は劉焉―劉璋に積極的に接近し、その關係もうまくいっていたようである。しかしのち、益州に流入した非土着民が種々の亂暴を働ぎ、土着民がかれらに反感を抱くに及んで、州中の大姓を結束して劉璋に對抗するが、この計劃は成功せずかえって趙韙は斬殺される。趙韙の祖先には、趙晏(華陽國志卷十二、巴郡土女目錄)、趙宣(隸續卷十一、嚴舉碑陰)、趙瓌(隸釋卷五、巴郡太守張納碑陰)たちが擧げられる如く、陳氏と並ぶ安漢の土着豪族であった。趙韙もまた「趙韙の巴中にあるや、甚だ衆心を得」たとある如く、これらの祖先からつづく郷里の傳統的支配を繼承し、郷里に多大の影響力をもっていた。

劉焉―劉璋父子に引き續いて巴蜀地域を支配したのは劉備―諸葛亮であった。蜀漢時代にあっても、巴蜀の土着豪族た

ちは優遇されていない。いったい劉備は河北涿縣の出身であり、公孫瓚・陶謙・呂布・曹操・袁紹・劉表など當世の軍閥を轉々と寄食した客將である。かれには依據すべき土地あるいは門閥を持ち合わせていなかった。劉備集團を構成するものはなんら統一のない完全な寄合い世帯である。ところが蜀漢政權の上層部分を形成したのは、劉備―諸葛亮に追從して巴蜀に流入したもので、とくに荊州出身者であった。蜀漢政權の中樞を構成していたのは録尚書事・平尚書事・尚書令・尚書僕射・尚書など尚書系統の官職である。この尚書系統の官についていたもの合計三〇人の内、非土着のもの二三人で、土着のものは僅か七人である。さらに、丞相府屬の左右長史・留府長史・主簿・參軍・東曹・西曹なども非土着のものに獨占されていたようである。それでは、巴蜀土着のものはどういう官位に就任していたかと言うと、かれらは治中從事・別駕從事・議曹從事・勸學從事・典學從事・部郡從事・督軍從事など益州刺史の掾屬に集中的に見られる。

このことは、陳氏に限定して言っても事情は同様である。陳實は州從事、陳壽の父陳某（名不詳）は參軍と蜀漢政權の掾屬の地位に甘んじなければならなかった。蜀漢政權下における陳氏はむしろ不遇である。陳氏の最初の受難は陳實であったと思われる。華陽國志卷十、廣漢士女總讚に、

王商字文表、廣漢人也。博學多聞。州牧劉璋辟爲治中、試守蜀郡太守。荊州牧劉表・大儒南陽宋仲子遠慕其名、皆與交好。許文休稱（王）商中夏王景與輩也。（王）商勸（劉）璋攬奇拔雋、甚善匡救、薦致名士。安漢趙、趙、陳實盛先、墊江龔楊・趙敏・黎景、閬中王濬、江州孟彪、皆至州右職郡守。

とある。この記事で注意すべきは「安漢趙趙及陳實」である。まず陳實であるが、後漢書列傳第四一、陳禪傳に、「（陳）禪曾孫實、亦剛壯有（陳）禪風、爲州別駕從事、顯名州里」とあり、あるいは華陽國志卷十二に「別駕從事陳實字盛先澄孫也。與王文表爲友」とある。「實」と「實」とは字形が似ており、陳實と陳實とは同一人物であろう。（本稿では、便宜上、陳實に統一する）。とすると、陳實は後漢書陳禪傳に従えば、第一章で詳述した陳禪の曾孫であることが判明する。つぎに趙趙であるが、かれは前述した如く、建安五年に益州の大姓を聯合して劉璋に反抗した首謀者である。趙趙と陳實とは同郡

同縣の土着豪族であり、しかも王商が二人を劉璋に推薦したというのであるから、趙韙と陳實とは普段から密接な關係にあったと想定される。蜀志は、陳實がこの趙韙の反亂に捲き込まれたかどうかについては沈黙を守っている。あるいは陳壽がこれを故意に抹殺したのであるうか。陳壽ならばやりかねないことである。

陳壽の父もまたきわめて不運であった。晉書卷八二、陳壽傳に、

(陳) 壽父爲馬謖參軍。謖爲諸葛亮所誅、壽父亦坐被髡。

とあり、かれは馬謖の參軍であった。蜀軍と魏軍とが天水の街亭で交戦したとき、諸葛亮は馬謖に司令を全面的に依託したのであるが、この會戦は、馬謖の作戦の不備によって蜀軍は敗北する。このため馬謖はその責任を問われ、斬刑の處分を受けた。陳壽の父もこれに連坐して、被髡の恥辱を蒙ったのである。陳壽の父親の不幸とともに、陳壽自身も諸葛孔明の子の瞻に輕視されたとある。

劉焉が益州牧に赴任してより魏將鄧艾が蜀地に進駐するまでの約七十年間に、巴蜀土着の豪族は非土着民を排除してこれらのみによって編成される政權を樹立することはなかったし、またかれらは蜀漢政權にあっては掾屬の地位を甘受していた。しかしながら、かれらは非土着者の立案する政策にひたすら盲従していたのではない。土着豪族たちは、外來支配者が主戰を提唱することにかねがね不満を抱いていた。四川盆地は物資が豊富とはいえ、魏や吳の廣大な領域や人口と比較すれば、優劣はおのずと判別できる。度重なる遠征軍の派遣はかれらの先祖たちが丹精をこめて開發した麗わしい巴蜀を消耗させるだけである。だから、譙周・周羣・張裕・張翼など土着の學者・豪族は劉備・姜維の出兵に反對の態度を表明している。外來民はいちおう支配者の形式を取っていたものの、ついに巴蜀の風土に定着するまでに至らなかつたことを見逃してはならない。蜀土には、數百年來の土着豪族が強固に根を張り、外來支配者がこれを抜くことは到底出來なかつた。かれら外來支配者たちは、巴蜀にあっては浮び上つた存在であり、蜀土が魏晉政權に吸収されると、かれらはすくさま移住させられてしまうのである。

四 陳壽と魏晉政權

魏將鄧艾・鍾會がいよいよ蜀漢を總攻撃せんとしたとき、蜀漢政權の内部では、群臣が會同して最後の態度を決定しようとした。この時に巴蜀土着の譙周がまさききに降服を主張する。かくして蜀漢はたいした混亂も生ぜず、魏に接收された。司馬炎はやがて魏朝の禪讓を受け、晉と國號を改める。巴蜀地域もこれに伴って晉朝の版圖となった。

魏晉政權はおおむね巴蜀土着豪族を優遇する方針で臨んだようである。たとえば、譙周は魏朝政權から好遇され、陽城亭侯に封ぜられ、官位は散騎常侍にまで昇進している。これに對して蜀漢政權のすくなくとも外見の上で上層部分を構成していた外來者及びその子孫は、後主劉禪が洛陽に移住させられ、また諸葛孔明の孫諸葛京が河東に内徙させられた如くに、蜀地より退去させて、舊來の關係を一切清算せんとしたようである。

それでは陳壽はあらたに巴蜀の支配者となつた晉朝政權にどのように對應したであろうか。三國志は種々の點で問題の多い史書であり、すでに古來より劉知幾・趙翼・朱彝尊・王鳴盛・錢大昕等の指摘がある。陳壽が三國志を編纂したのは、吳が西晉に併合されたのちであり、その編纂の態度は、かれの晉朝政權に對する姿勢を象徴するものであろう。趙翼は廿二史劄記卷六「三國志多迴護」の項目で興味ある發言をしている。それは陳壽が史實を大幅に曲筆していることである。いったい、魏朝の實權は徐々に司馬氏に移行し、結局司馬炎が陳留王奐より禪讓を受け、晉朝を建立したとされる。しかし、現實は司馬氏が逐次反司馬勢力を排斥し、魏朝の宗室を驅逐していったのであり、禪讓は極めて名目的なものであった。司馬氏は魏朝の奪取を一步一步確實に達成するために、しばしば惡辣な手段を使用せざるを得なかつた。しかしながら、陳壽は三國志を編集するにあたって、これを隱蔽もしくは偽飾し、しかもその度合が激しいのである。司馬師が齊王芳を廢止した事情は、魏略には、まず大將軍司馬師の軍隊が宮廷を包圍して威嚇し、その用意周到な準備のうえで、郭芝を宮中に送りこんで少帝芳に退位を強要したとある。魏略の記事によると、少帝芳廢立の主役は司馬師であり、また

太后は郭芝より璽綬の引き渡しを強迫された被害者である。ところが陳壽の魏志では、少帝廢止の主役を太后に轉嫁している。すなわち、魏志卷四熹平六年秋九月の條には、太后自身が少帝の無道不徳を非難し、廢立すべきを主張したとす。また、高貴郷公の被弑は司馬昭が首謀者であった。漢晉春秋・魏氏春秋・世語・魏末傳などの野史はみな一致して司馬昭が成濟なる人物をそそのかして高貴郷公を刺殺させたと記載している。しかし陳壽はただ「甘露五年」五月乙丑、高貴郷公卒。年二十」（魏志卷五）とあたかも病死した如く記述するのみで被弑の事實には一言も觸れていない。しかも陳壽は、死者を鞭打つ如く太后の令なるものを掲げ、高貴郷公の悖逆不道を並べたてている。そして成濟を高貴郷公殺害の張本人にすりかえ、司馬昭はこの成濟を討伐した功臣に書き換えられている。陳壽は、魏朝のみを正統の王朝と認めて本紀を立て、蜀吳をただの地方政權と看做すことになんの躊躇も示さなかつた。このことは、かれがいまさかんに附託している晉朝政權を正當化するための大前提である。何故なら、晉朝は形式的とはいえ、魏朝から禪讓を受け、それを繼承しているとされるからである。

前述した如く、陳壽の父は馬謖に連坐して處罰された。そもそも街亭の戦は諸葛亮が馬謖を全面的に信賴したところにおおきな誤算があつた。それゆゑに陳壽は孔明を批評して「(諸葛)亮將略非長、無應敵之才」といい、民政面での手腕はいざ知らず、すくなくとも軍事的才能の闕如を遠慮なくあばいている。また、陳壽を輕視した諸葛瞻に對しては「(諸葛)瞻惟工書、名過其實」とまで極言している。このほか、曹爽・何晏・李勝・丁謐・畢軌・夏侯玄など、司馬氏と對立しこれを排除せんと意圖したものに對しては、つとめて惡意をもって記述している。ところが、いったん司馬氏の事績となると、不都合なものはことごとく迴避したのである。陳壽は何故に敢えてこのような行爲をせねばならなかつたのであろうか。それには、當時のかれの立場を考慮しなければならない。

陳氏の祖先は、中央にあっては官僚として、在地にあっては掾史として活躍した豪族である。陳氏は國家權力と接觸し、これを利用することによって豪族としての地位を安定させてきた。陳氏にとって、公權との提携は豪族としての地位

を安定させるためのひとつの保障であった。ところが、蜀漢時代にはかれの父が被髡の恥しめを受け、またかれ自身も諸葛瞻に重用されなかったとある。さらに陳壽の致命的な缺陷は、かれが清議にかけられて譴責を受けたことである。すなわち晉書卷八二、陳壽傳に、

(陳壽) 遭父喪。有疾、使婢丸藥。客往見之。鄉黨以爲貶議。

とあり、亡父の喪中に女奴に藥を調合させたという事實が露見し、この行爲は禮制に違反するとして貶議を受けたのである。このためにかれは巴蜀が魏朝政權に併合されたあとも、數年間官職につけず沈滞していたとある。かくして陳氏は公權より疎外される結果となり、ひいては豪族としての地位より轉落することになりかねない。そこで、嫌疑を受けつても、ともかく張華の推薦を得て孝廉に擧げられると、必死になって新政權に接近したのである。その新政權に對する態度はむしろ卑屈というべき位であつたらう。三國志の司馬氏を廻護する多數の記事は、そのまま晉朝に阿諛する著者の態度を象徴するものである。

陳壽は躍起になつて晉朝政權に阿諛した。かれはつとめて武帝あるいは惠帝の恩寵を獲得しようとなつたのである。それにも拘らず、かれの官位の昇進は思うようになかなかつた。かれの三國志の記事が荀勗の感情を害ねて中書郎を追われたこともその理由のひとつであるが、根本的な原因は晉朝社會の體制にある。この時代はもはや皇帝の恩寵だけで官位が自由に昇進できる時勢ではなかつたところに起因する。かれの官位の昇位を阻止したのはまず清議による譴責である。かれは晉朝時代にまたもや清議の非難を蒙っている。かれは亡母の遺言どおりに洛陽に埋葬したところ、亡母の遺言がどうであれ、巴西郡安漢縣に歸郷して埋葬するのが禮制であるとして貶議を受けたのである。

清議は儒教の倫理的規定を基準としてなされる。前漢武帝が儒教を國教としてより、儒教は次第に社會に滲透して行く。後漢中期以降になれば、儒教の教義は社會の末端にまで行き渡ることになる。社會のあらゆる行爲は、禮教の規範によつて秩序づけられるとするのであつて、政治はすなわち禮教を社會に實踐することであつた。従つて中央官僚は言うに

及ばず、地方の掾史として出仕する場合でも、なによりもまず儒教的な教養と實踐が要求される。このような儒教的精神は財富に對する觀念をかなり變化させていったようである。後漢時代のもっとも普通の選舉科目は孝廉であつたが、明帝以後は「孝」よりも「廉」の方に中心が移る。「廉」が具體的に表現されるのは、たとえば遺産分割の時である。遺産分割はややもすると醜い爭議を生じがちであるが、その時に遺産相續權をあっさり放棄したり、あるいはこれを兄弟・宗族に譲渡したり、またはこれを郷里に分配すれば、その行爲は「廉」として稱贊される。後漢書に夥しく記録されている財産の譲渡とか分配は、このような精神に裏付けられているのである。この方向を徹底したのが「清廉」「清白」「清德」などと言つた名望をもつ官僚である。弘農の楊氏は「四世三公」といわれる一流の名族であつて、楊震―楊秉―楊賜―楊彪と四代に渡つて官僚の最高の地位たる三公につくことが出来た。楊震の言動から窺えるように、かれは産業を經營せずして財富と絶縁し、もっぱら廉潔に固執し、意識的に「清白」の名聲を昂揚しようとしている。かれが「清白」あるいは「清德」の名聲を確立しておく、子孫の任官ないし官位の昇進に有効である。楊震の子孫もまた「德業相繼」とか「子孫常蔬食步行」とあり、清貧に甘んじ、楊震以來の「清名」の名望をよく存続した。このことは楊氏が累世三公の地位を保持することが出来た理由のひとつに數えねばならない。矢野主税氏が指摘される如く、後漢末期になると、名族でありながら貧困の生活をしているものが多數存在するが、これはかれらが「清廉」「清白」等の名節を維持せんがために、財富を放棄する風潮からくるのであつて、それゆえに、かれらは官僚としての地位を世襲することが可能となり、從つて名族となり得るのである。但し、ここで注意せねばならないことは、名族といつても、特定の家系のみが産業を放棄するのであつて、周邊の地域に廣く蟠踞している宗族全體も貧困の生活をしていると言うのではあるまい。魏志卷二四、高柔傳注所引陳留耆舊傳に、陳留郡圉縣の高氏のこととして、

(高) 愼歷二縣令・東萊太守。老病歸家、草屋蓬戶、甕罐無儲。其妻謂之曰、君累經宰守、積有年歲、何能不少爲儲畜以遺子孫乎。愼曰、我以勤身清名爲之基、以二千石(太守の別名―筆者)遺之、不亦可乎。

とあり、高愼の妻がかれに儲蓄を子孫に遺さないのは何故かと質問したところ、かれは、清名の名望は、子孫にとつては儲蓄にも劣らぬ遺産であるとしている。ところが、後漢書列傳第五七、夏馥傳には、

夏馥字子治、陳留圉人也。少爲書生、言行質直。同縣高氏・蔡氏並皆富殖、郡人畏而事之。唯馥比門不與交通、由是爲豪姓所仇。

とあり、高氏が富裕であつたとされている。この二つの記事は一見すると相互に矛盾しているようであるが、産業を放棄したのは、高愼—高式—高弘と聯なる家系であつて、高氏全體が産業を放棄したのではないと理解するのがもつとも妥當である。

以上述べた如く、儒教は社會の隅々にまで滲透し、人々の生活はこれに強固に束縛され、甚だ窮屈なものになつてしまつた。人々は、儒教の規定を遵守することを否應なしに強要される。清議は、このような儒教の滲透という社會的條件を基盤として成立するのであつて、郷里の指導者層はかれらの言動が禮的規範に合致しているかどうかをたがいに批評しあう機能をもつ。しかしてその清議が單に郷里内部に止まらず、中正がこれを參考にして、人物を評價するのであるから、郷里の大姓の任官ないし昇任に直結してくる。ところで、清議は、郷閭の大姓間の利害關係によつて多少とも歪曲されることがあつても、がんらい人物の言動が禮教的規範に合致しているか否かを第一義とされるべき性格のものである。漢代以來、精神的權威として繼承されてきた禮教的秩序は、それ自身一個の獨立した價值體系であり、清議がそれを基準としておこなわれるとすれば、清議はひとつの社會的勢力として存在する。陳壽はさかんに晉朝に阿諛していたから、惠帝もかれを憎くからず思つていたに相違ない。しかしながら、陳壽が亡母の服葬に際して禮制に違反する行爲をしたことが明白となれば、貶議は免れ難く、惠帝がかれだけに特例を認めて辯護してやることも出来ない。とくに喪服禮は、西晉社會でも想像以上にうるさかつたらしい。かれは、清議による制裁を受け、政界より一時引退することを餘儀なくされる。

陳壽の官位の昇進を阻止した原因のひとつは清議による譴責であつたが、もうひとつの理由として、晉朝社會に漸次固

定していく慣習の力に對抗しきれなくなったことを擧げなければならぬ。杜預は惠帝に向つて、陳壽を黃散につけるようにと推薦したけれども、この希望は實現不可能となり、治書侍御史に任官された。黃門侍郎・散騎侍郎などのいわゆる清官は、望族の子弟の起家官とする慣習が定着化しつつあった。陳氏がここに割り込むことはいよいよ困難となり、要職ではあるが濁官の治書侍御史で我慢せねばならなかった。それでも華陽國志によると六十近い晩年になって、散騎常侍に補任せられたとあるが、これとても太子中庶子（五品）に加官されたものにはすぎない。宮崎市定氏が解明された九品官人法は、魏晉南北朝の起家及び官位の昇進における慣習法の體系として理解できる。中國の貴族社會では、この慣習法が運用され、慣習法はさらに時代の経過とともに累積され、自己運轉を行なう。皇帝ないし皇帝權力の恣意が政治に介入できればできる程、そのような體制は專制的と言えるであろう。しかし、魏晉にあつては、君主權は蓄積されてゆく慣習法の制肘をおおしく受け、官位の任免というもつとも重要な點においてさえ、君主がこれを自由に操作する餘地がすくなくなつてきたのである。陳壽には秀れた史才があつたにも拘らず、それはすこしもかれの官位昇進に反映されなかつた。賢才主義と貴族制度とはほんらい相い容れないものである。かれはしだいに固定して貴族制度に抵抗し切れず、失意のうちにその生涯を閉じたのであつた。

なお、陳壽の子孫には、陳符（兄の子）、陳莅（符の弟）、陳階（符の從弟）がおり、陳符は著作佐郎・上廉令、陳莅は梁州別駕・驃騎將軍掾、陳階は褒中令・永昌西部都尉・建寧太守・興古太守になつてゐる。

おわりに

前漢武帝の治世より新らたに擡頭してきた豪族は、儒教的教養を身に纏つてまず掾史あるいは郷官として進出して行く。漢代では、郡守・縣令の本籍廻避がおこなわれたため、郡政・縣治の實際の運営にはどうしてもかれらの協力を必要とした。後漢時代になれば、かれら掾史の勢力は決定的となり、地方政治を左右する程になる。後漢期には、太原郡・南

陽郡、あるいは四川盆地など所謂中原の周邊地帯の開発が進行した。いまその開発の方法・組織等を細かに述べることは出来ないけれども、地方豪族は太守を抱き込み、公的權力を以って多數の徭役を調發し、治水・灌漑あるいは交通路線の整備を企劃し實行したのであろう。當時の碑文は、その公共性を強調しているが、治水・灌漑工事がいったん完了すると、豪族たちは争って水路周邊の灌漑の容易な土地を占奪してしまふ。

他方、郡衙・縣府の掾史は、中央官僚の豫備軍を構成している。皇帝權力は、郷里の自律的秩序の擔い手である豪族を掾史あるいは郷官として權力機構に吸収することによって、郷里の小農民層を掌握することが可能となる。また豪族の側も、かれらが公權と接觸することによって郷里内の秩序を強化し、さらに中央官僚に轉出することによって、より高次の權益を獲得する。國家と豪族の兩者はたがいに利用し合うことによって、雙方の目的を達成したと理解すべきである。國家權力と豪族は相互に補充關係にあり、従つて皇帝權力の一方的な支配體制を想定することは困難である。後漢末期になれば、掾史・官僚の世襲化の傾向が認められ、魏晉官僚層の母胎となる。陳氏もまたその一例にはかならぬ。魏晉官僚層は時代の累積とともに門閥貴族を生み、中國獨特の貴族社會が展開するのである。

註

① 巴郡は初平元年及び建安六年に區劃整理がおこなわれ、三分された。安漢縣は、區劃整理後は、巴西郡に所屬する。

② 狩野直禎「後漢中期の政治と社會」(『東洋史研究』二三卷三號)。

③ 久村因「秦漢時代の入蜀路について(上)(下)」(『東洋學報』三八卷二・三號)。なお、褒斜街道の棧道に關しては「褒斜道石門附近棧道遺迹及題刻的調査」(『文物』一九六四年十一號)に想像復原圖がある。

④ この「徒」の解釋は、陳明達「褒斜道石門及其石刻」(『文

物』一九六一年四・五合併號)、去非「褒斜石刻和漢代徒刑」(『文物』一九六三年二號)、佐藤武敏「漢代の水利機構」(『中國史研究』四號)を参照。陳氏はこの「徒」を「卒」と同義とするが、去氏・佐藤氏は「徒刑囚」と解釋する。去氏・佐藤氏の解釋の方が妥當のようである。

⑤ 漢書卷二九、溝洫志。

⑥ 隸釋卷四、司隸校尉楊孟文石門頌。後漢書列傳第四一、陳禪傳に、「順帝即位、遷司隸校尉。明年卒於官」とあり、陳禪は永建元年に死亡している。恐らく褒斜道開通は、司隸校尉陳禪がまず代表して要請し、かれの没後は眞詔に續いて楊孟文が司

隸校尉に就任し、事業を引き継いだのであろう。

- ⑦ 濱口重國「漢代に於ける地方官の任用と本籍地との關係」
 『歴史學研究』一二卷七號）、嚴耕望「中國地方行政制度史」
 上篇第十一章 籍貫限制。

- ⑧ 濱口重國前掲論文。嚴耕望前掲書上篇第二章（三）郡國屬吏
 及び第五章（三）縣屬吏。

- ⑨ 華陽國志卷一、巴志。

- ⑩ 續漢書郡國志上、益州巴郡の條。

- ⑪ 華陽國志卷一、巴志。

- ⑫ 漢書卷八九、文翁傳。華陽國志卷三、蜀志。

- ⑬ 後漢書卷二、明帝紀永平十三年四月。

- ⑭ 後漢書列傳第七二上、許樹傳。

- ⑮ 宇都宮清吉「僮約研究」、『漢代社會經濟史研究』所收。僮
 約の内容を検討すると、便了が奴隸としてなすべき仕事は三種
 に大別できる。第一は、農耕・牧畜・養殖の勞働に關するもの、
 第二は、商業活動、第三は、家事雜用に關するものである。な
 お、後漢の地域的商業に關しては、西嶋定生「秦漢時代の農
 學」、『中國經濟史研究』所收）、多田狷介「漢代の地方商業に
 ついて——豪族と小農民との關係を中心に——」、『史潮』九二
 號）を参照。

- ⑯ この碑陰はすでに狩野直禎「後漢末の世相と巴蜀の動向」
 『東洋史研究』十五卷三號）、増淵龍夫「所謂東洋的專制主義

と共同体」、『一橋論叢』四七卷三號）に紹介されている。

- ⑰ 非土着のもの。録尙書事—諸葛亮（出身地琅邪陽都）、蔣琬
 （零陵湘鄉）、費禕（江夏鄆）、姜維（天水冀）。平尙書事—諸
 葛瞻（亮の子）、董厥（義陽）。尙書令—法正（右扶風郿）、劉
 巴（零陵永陽）、李嚴（南陽）、陳震（南陽）、董允（南郡枝
 江）、呂乂（南陽）、陳祗（汝南）、樊建（南陽）。尙書僕射—張
 紹（涿）。尙書—楊儀（襄陽）、鄧芝（義陽）、張邈（涿）、向充
 （襄陽）、胡博（義陽）、宗預（南陽）、劉式（義陽）、許游（汝
 南）。

- 土着のもの。平尙書事—馬忠（巴西閬中）。尙書僕射—李福
 （梓潼涪）、姚伉（巴西閬中）。尙書—馬濟（巴西閬中）、張翼
 （犍爲武陽）、衛繼（漢嘉嚴道）、文立（巴郡臨江）。

- ⑱ 狩野直禎「蜀漢政權の構造」、『史林』四二卷四號）。

- ⑲ 劉知幾「史通」内篇曲筆第二五。趙翼「二十二史劄記」卷
 六、三國志多迴護。宋彝尊「曝書亭集」卷五九、陳壽論。王鳴
 盛「十七史商榷」卷三九、陳壽史實錄。錢大昕「潛研堂文
 集」卷二四、三國志辨序。これに關してはとくに本田濟「陳壽
 の三國志について」、『東方學』二三輯）を参照。

- ⑳ 宮崎市定「漢末風俗」五、過禮派の學徒、『アジア史研究』
 第二）。

- ㉑ 矢野主税「門閥貴族の系譜試論」、『古代學』七卷一號）。

- ㉒ 華陽國志卷十一、後賢志、陳壽の條。